

医療法第6条の11に基づく川崎市立井田病院医療事故調査委員会設置  
要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の11第1項の規定に基づき、医療事故の原因を明らかにするための必要な調査を行い、医療の安全の確保、医療事故の再発防止を図ることを目的として、医療法第6条の11に基づく川崎市立井田病院医療事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、法第6条の10第1項に規定する医療事故として、井田病院院長（以下「病院長」という。）が指定した医療事故について、前条の目的を達成するために必要と認められる調査を行い、報告書を作成し病院長に報告するものとする。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、医療事故の事案ごとに病院長が任命する。この場合において、病院長は、第4号に掲げる外部の委員の任命に努めるものとする。

(1) 副院長

(2) 医療安全管理室職員

(3) 前2号以外の院内の関係職員

(4) 医学、法律学その他医療に関し学識経験を有する外部の者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、医療事故の事案ごとに当該医療事故の調査が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会は、委員長が招集する。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(病院長の出席)

第7条 病院長は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。この場合において病院長は、委員からの求めに応じて意見を述べることができる。

(関係者等の出席)

第8条 調査委員会において必要があると認めるときは、その調査委員会に、関係者又は専門的事項について学識経験を有する者その他参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、医療安全管理室において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。